

高知県立図書館資料収集基本方針

高知県立図書館は、県民生活・地域産業・文化の向上に役立つ資料を効果的に収集し、等しく高知県民に図書館サービスを提供するため、次のとおり高知県立図書館資料収集基本方針を定める。

また、高知県立図書館職員は、この基本方針を有効なものとするため、日頃から利用者の声に耳を傾け、世界・日本・地域の情勢を把握し、幅広く資料の収集を行うよう努める。

- 1 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会 1979 年改訂）を尊重し、高知県民の知る権利の実現に尽力する。
- 2 高知県民が年齢・身体的条件・文化的背景に関わりなく利用できる図書館の蔵書構成とサービスを目指す。そのため、以下の点に留意した資料収集を行なう。
 - (1) 乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用できる資料を収集する。
 - (2) 図書館利用に障害のある県民が利用できる資料を収集する。
 - (3) 高知県在住の外国人が利用できる資料を収集する。
- 3 高知県民が居住する地域に関わりなく図書館サービスを楽しむために、高知県内の市町村立図書館・公民館図書室・学校図書館その他地域の情報拠点（以下、「市町村立図書館等」という）を支援及び補完するための資料収集を行う。
 - (1) 市町村立図書館等へ協力貸出するための資料を収集する。
 - (2) 市町村立図書館等からの参考調査（レファレンス）協力依頼に応えるための参考資料を収集する。
 - (3) 市町村立図書館等の職員及びその関係者が図書館サービスに関して研究・調査・学習するための資料を収集する。
 - (4) 専門性が高いあるいは高額等の理由により、市町村立図書館等では整備するのが困難な資料については、積極的に収集する。
- 4 全国的な資料の収集分担として、高知県関係資料を整備する。
 - (1) 高知県に関して書かれた資料は、網羅的に収集する。
 - (2) 高知県出身者、高知県関係者の著作は、網羅的に収集する。
 - (3) 高知県内で発行された資料は、網羅的に収集する
 - (4) 歴史的な資料の収集に関しては、県内関係機関と協議のうえ効率的に収集する。
- 5 この基本方針に基づき、「資料収集・選定規準」「資料除籍・保存規準」を別に定める。
- 6 必要に応じて、館長の下に「資料収集基本方針検討委員会」を設置する。
- 7 この基本方針の改訂は「資料収集基本方針検討委員会」による。
- 8 この基本方針は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
平成 24 年 3 月 1 日一部改正